

65歳以上の方へ 介護保険料の決定額を通知します

7月中旬までに、年金天引または口座振替で納付する方へ介護保険料額決定通知書を、納付書払いの方へ介護保険料納入通知書を送付します。70歳以上の方で、この通知を東京都シルバーパスの購入時に所得確認資料として使用する予定の方は、紛失しないようご注意ください。

◆住民税非課税世帯の方の介護保険料が軽減されます

65歳以上で住民税非課税世帯の方の介護保険料は、下表のとおり軽減されます。

所得段階	平成30年度	平成31年度(令和元年度)	令和2年度
第1段階	27,900円	22,700円	17,400円
第2段階	43,300円	34,600円	25,800円
第3段階	51,000円	49,200円	47,500円

◆納付は便利な口座振替で

介護保険料を納付書で納めている方は、ぜひ口座振替をご利用ください。口座振替依頼書は、介護保険料納入通知書の裏表紙に印刷されている他、市内金融機関窓口にも備えてあります。振替開始には、約2か月かかります。なお、年金天引対象者の方は、口座振替のご利用はできません。

◆介護保険料を滞納すると…

1年以上滞納すると、利用したサービス費用をいったん全額自己負担

し、保険給付分は市に払い戻しを申請する必要があります。1年6か月以上滞納すると、保険給付費の一部または全部が差し止められ、滞納保険料額が差し引かれます。2年以上滞納すると、上記の措置に加え、保険料を納めていない期間に応じて、利用者負担割合が引き上げられ、高額介護サービス費等も受けられなくなります。

◆減免の申請はお早めに

所得段階が第2・3段階の方で、世帯の収入額などの要件に該当した方を対象に減免の制度があります。高齢支援課にある申請書に必要事項を記入し、直近3か月の収入が分かるもの、預貯金の額が確認できるすべての通帳、家賃支払額を確認できるものを添えてお申し込みください。今年度4月に遡った減免の申請期限は令和2年7月31日(金)です。

◆新型コロナウイルス感染症の影響による減免について

世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病(1か月以上の治療を有すると認められたもの)を負った、または世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる第一号被保険者(65歳以上の方)に対し、保険料を減額する制度があります。

減免基準や申請方法などの詳細につきましては、市ホームページでご確認いただくか下記の電話番号へお問い合わせください。

☎高齢支援課管理係 ☎042-497-2079

募集

一緒に生きがいづくり、健康づくりをはじめませんか？

シニアクラブの会員を募集しています

シニアクラブは、高齢者の教養の向上、健康の増進、社会奉仕活動、地域社会との交流、レクリエーションなどの活動を行っている自主的な団体です。市には23のクラブがあり、約1,000人の会員が各地域で活動しています。各クラブでは、住み慣れた地域のなかでこれまでの知識・経験を活かした多様な活動ができます。

また、各クラブを取りまとめる連合会でも、スポーツ大会や芸能大会、作品展覧会、各種講座など、イベントを開催しています。

☎高齢支援課高齢福祉係 ☎042-497-2081

◆生きがい・教養・趣味

旅行、カラオケ、踊り、フラダンス、民謡、手芸、各趣味のサークル活動など

◆健康増進

ベタンク、輪投げ、グラウンドゴルフ、スカットボール、レクダンス、健康ウォーキングなど

◆社会奉仕

友愛活動、募金活動、地域パトロール、高齢者福祉施設慰問、市内一斉清掃協力など

クラブ名	主な活動場所	クラブ名	主な活動場所
清風会	上清戸老人いこいの家	第三芝山会	松山地域市民センター
親和会	中清戸中央老人いこいの家	アヒルの会	下宿地域市民センター
長寿会	下清戸集会所(下清戸5-855-3)	元町寿会	元町老人いこいの家
延寿会	下宿公会堂(下宿2-515)	竹水会	竹丘老人いこいの家
喜楽会	中里地域市民センター他	道草会	松山地域市民センター他
長生会	野塩地域市民センター	ひまわり会	いなり台老人いこいの家
竹寿会	竹丘地域市民センター	あかねの会	柿の下住宅自治会集会所(中里4-701-82)
梅園長寿会	梅園老人いこいの家	松山クラブ	松山三丁目第2アパート集会所(松山3-14)
旭が丘クラブ	旭が丘老人いこいの家	白梅会	竹丘二丁目アパート集会所(竹丘2-5)
中里柳瀬クラブ	中里地域市民センター	オールドクラブ	中清戸地域市民センター
むらさき会	野塩老人いこいの家	ロートリークラブ あけぼの	コミュニティプラザひまわり
清親会	中里老人いこいの家		

耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修をした住宅をお持ちの方は固定資産税の減額の申告を

①耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修減額

定められた条件を満たす耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修を行った家屋については、施工完了日から3か月以内の申告により、翌年度の当該家屋に係る固定資産税額が減額されます(期間内に申告ができず、特段の事情があると認められる場合はこの限りではありません)。

なお、耐震改修または熱損失防止(省エネ)改修が、長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、減額割合が拡充されています。

☎◆耐震改修＝昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、令和4年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう改修工事を施した住宅◆バリアフリー改修＝新築された日から10年以上経過した住宅で、令和4

年3月31日までにバリアフリー改修工事を施した住宅◆省エネ改修＝平成20年1月1日以前から所在する住宅で、令和4年3月31日までに省エネ改修工事を施した住宅(いずれも一定の要件に該当する場合)

②要安全確認計画記載建築物等の耐震改修家屋の減額

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物または要緊急安全確認大規模建築物について、政府の補助を受けて、令和5年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事をを行った場合、施工完了日から3か月以内の申告により、翌年度から2年間、当該家屋に係る固定資産税額が減額されます。

☎課税課固定資産税係 ☎042-497-2042

国民年金保険料の納付が困難な方へ

保険料の免除申請や納付猶予などの制度があります。被保険者、配偶者、世帯主の方の所得を確認しますので、令和2年度市・都民税の申告を済ませてから申請してください。

【制度の種類】①申請免除②納付猶予(50歳未満の被保険者)③退職特例の申請免除④学生納付特例

【受け付け(令和2年度分)】①～③＝7月1日(水)から、④4月1日から受け付け中☎保険年金課年金係 ☎042-497-2049

※新型コロナウイルス感染症の影響による国民年金保険料の免除申請(臨時特例)の申請をされた方も改めて申請が必要です。

新しい清瀬市農業委員会委員が任命されました

市議会第2回定例会で議会の同意を得て、新たな清瀬市農業委員会委員14人が次のとおり任命されました(敬称略・50音順)。

新たな農業委員会委員の任期は7月20日から令和5年7月19日までです。

【新農業委員会委員】石井啓介、内野悦二、金子住晴、金子廣明、小寺正明、後藤由美子、齊藤正樹、並木浩、西川幸広、増田武、松村俊夫、村野和博、村野正明、横山眞一

☎産業振興課産業振興係 ☎042-497-2052